

意見提出者	個人
1. 項目	内閣府男女共同参画局の「第3次男女共同参画基本計画」
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>この計画の中の、「第13分野「メディアにおける男女共同参画の推進」」によると、ネットを含むメディア産業の性・暴力表現についての規制が計画されている。</p> <p>この計画では、漫画やアニメ、ゲームの表現自体が、女性や子供に対する人権侵害そのものであるとし、対ネットを含む規制が予定されているようだが、女性や子供に対する暴力の原因は漫画やアニメ、ネット等のメディアではない上に、この計画案では、格闘ゲームや格闘イラストの女性キャラクターを、男性キャラクターか「女装」キャラクターに変更することになるという、表現に対する過剰にして大変馬鹿馬鹿しい規制に繋がる。表現の自由に委縮効果がおこれば、国民のネット利用の過剰委縮にも繋がり、サイトの委縮や閉鎖にも繋がってしまう。これはネット産業の過剰な収縮にも繋がる。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	男女共同参画社会基本法
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>以上の計画案の第13分野等、メディア規制を計画している箇所についてはやめるべきである。</p> <p>また、メディア規制に関することを扱うには、計画案作成メンバーのメンバー変更も必要である。このメンバーでは、架空の表現自体に「人権」を認めてしまうという、「人権主体」すら把握できない等、憲法認識や憲法知識に不安があるし、とても「表現の自由」というデカぶつを扱えるメンバー人選ではない。</p>